

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年7月2日

佐賀県人事委員会委員長 江 崎 匡 慶

### 佐賀県人事委員会規則第18号

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則の一部を改正する規則

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則（昭和27年佐賀県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(教員特殊業務手当)</p> <p><b>第4条</b> 条例第7条第2項第1号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>前号</u>に掲げる業務以外の業務 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第7条第2項第4号の人事委員会規則で定める額は、<u>1,800円</u>（人事委員会が心身に特に著しい負担を与えると認める場合は、<u>2,700円</u>）とする。</p>	<p>(教員特殊業務手当)</p> <p><b>第4条</b> 条例第7条第2項第1号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>前2号</u>に掲げる業務以外の業務 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第7条第2項第4号の人事委員会規則で定める額は、<u>2,600円</u>（人事委員会が心身に特に著しい負担を与えると認める場合は、<u>3,900円</u>）とする。</p>

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則第4条第3項の規定は、令和8年4月1日から適用する。